

1945年憲法と1950年暫定憲法の主な違い

	1945年憲法	1950年暫定憲法
条文数	37条	146条
国家形態	共和国の形を取った統一国家（第1条第1項）	民主的で統一的な法治国家としての共和国（第1条第1項）
主権	国民（第1条第2項）	国民（第1条第2項）
主権の行使機関	国民協議会（第1条第2項）	政府と国会（第1条第2項）
国民協議会の 権限と構成	国会議員と地方代表・団体代表から成る（第2条第1項）	－
	正副大統領の選出（第6条第2項）	－
	憲法と国策大綱の決定（第3条）	－
大統領の権限	統治権（第4条第1項）	大統領は国家元首であり（第45条第1項）かつ政府としての地位に置かれる（第46条第1項）
	閣僚の任免（第17条第2項）	省の設置（第50条）、内閣組織者の指名（第51条第1項）、内閣組織者の推薦で首相・大臣の任命（第51条第2項・第3項）
	国会の同意を得て法律を制定（第5条第1項）	国会の解散権を持ち30日以内に選挙実施（第84条）、大統領の委任のもと政府は国会に法案を提出（第90条第1項）
	政令の制定（第5条第2項）、国会の同意を得て法律に代わる政令の制定（第22条第1項）	（政府が政令を制定（第98条第1項））
	任期5年で再選可能（第7条）	正副大統領の選出は法律で定める（第45条第3項）
	陸・海・空軍の統帥（第10条）	国軍の統帥（第127条）
	国会の同意を得て戦争・講和・条約の宣言（第11条）	条約の締結（第120条）、戦争の宣言には事前に国会の同意が必要（第128条）
非常事態の宣言（第12条）	（政府は緊急時に非常事態法を単独で制定（第96条）、非常事態法の規定が国会に拒否された場合には無効になる（第97条第2項））	
国会の構成と権限	国会の構成は法律で定める（第19条）	国会議員は選挙で選ばれる（第57条）、任期は4年・再選可能（第59条）、中国・ヨーロッパ・アラブの少数グループは国会に代表を送ることができる（第58条第1項）
	法案への同意（第20条第1項）と法案の提出（第21条第1項）	質問権（第69条）、調査権（第70条）、意見表明権（第72条）、多数決で決定（第75条）、法案提出権（第90条第2項）、法案修正権（第91条）、予算案の審議（第114条）
国民の権利	法の下での平等（第27条第1項）	個人として認められる権利、法の下での平等、反逆や扇動から守られる権利、法の保護を受ける権利（第7条第1～4項）
	労働する権利、人間としてふさわしい生活を送る権利（第27条第2項）	財産の保護（第8条）、自由な移動と居住の権利・出国と帰国の自由（第9条第1～2項）、奴隷の禁止（第10条）、虐待の禁止（第11条）、法律によらない逮捕・拘禁の禁止（第12条）、公正な裁きを受ける権利（第13条）、刑が確定されるまでは無実として扱われる権利（第14条、第15条）、所有の権利（第27条）、労働する権利・人間としてふさわしい生活を送る権利（第28条）、労働組合を結成する自由（第29条）
	団結権、集会権、意見表明権（第28条）	意見表明の自由（第19条）、集会の自由（第20条）、デモの自由（第21条）、政府への異議申し立て・陳情の自由（第22条）、統治に参加する権利（第23条）
	信仰の自由（第29条）	信仰の自由（第18条）
	国を守る権利と義務（第30条第1項）	国防に参加する権利と義務（第24条）
	教育を受ける権利（第31条）	教育を受ける権利（第30条）、社会奉仕団体をつくる権利（第31条）
		選挙権（第35条）、社会保障権（第36条）

1945年憲法改正（1999 - 2002年）における主な改正項目

	第1次改正 (1999年10月)	第2次改正 (2000年8月)	第3次改正 (2001年11月)	第4次改正 (2002年8月)
立 法 執 府 政 の 府 権 と 限	大統領任期2期10年（第7条） 大統領の法案提出権（第5条） 国会の立法権（第20条第1項） 国会の法案提出権（第21条）	国会議員の民選（第19条第1項） 国会の立法機能・予算制定機能・監督機能及び国会の質問権・調査権・意見表明権・提案権・刑事免責権（第20A条）	国民協議会の主権行使権消滅（第1条第2項） 国民協議会の大統領解任権及び解任手続き（第3条第3項・第7B条） 正副大統領直接選挙制（第6A条第1項） 大統領による国会凍結・解散の不可（第7C条）	国民協議会の構成（民選の国会と地方代表議会）（第2条第1項） 大統領による戦争・講和・条約宣言への国会の同意（第11条第1項） 憲法改正手続き（第37条）
地 方 分 権		地方自治（第18条第2項） 地方議会議員の民選（第18条第3項） 州知事・県知事・市長の民主的選出（第18条第4項）	地方代表議会議員の民選（第22C条）、地方議会の権限（地方自治に関する法案提出と審議、地方自治の監督）（第22D条）	
選 挙			5年に1度の選挙実施（第22E条第1項） 国会議員・地方代表議会議員・正副大統領・地方議会議員の民選（第22E条第2項） 総選挙・地方議会選挙への参加は政党（第22E条第3項） 地方代表議会選挙への参加は個人（第22E条第4項）	
司 法			法治国家（第1条第3項） 司法委員会の権限（最高裁判事の推薦）（第24B条第1項） 憲法裁判所の権限と義務（違憲審査・紛争裁定・国家機関の権限裁定・政党の解散・選挙結果の裁定／国会による正副大統領の違反申し立ての裁定）（第24C条第1項・第2項） 憲法裁判事の構成（第24C条第3項）	
基 本 的 責 任 の 責 務 に 対 する 国 家		基本的人権（第28A～28J条）とくに団結権・集会権・意見表明権・人身保護権・社会保障権など。基本的人権の保障は国・政府の責務であると規定される（第28I条第4項）		政府による初等教育費用負担の義務／予算の20%を教育に充てる（第31条第2項・第4項） 国による貧困者・孤児の保護（第34条第1項） 全国民に対する社会保障制度の発展（第34条第2項） 保健施設を提供する国の責務（第34条第3項）

インドネシアにおける議会の変遷

時期	議会名	議員数	構成
1918 - 1942年 (植民地期)	国民参議会 (Volksraad)	38 (1918年) → 55 (1930年)	オランダ植民地時代の植民地議会。任命議員・選出議員それぞれヨーロッパ人、原住民、外来東洋人から構成された。
1943 - 1945年 (日本軍政期)	中央参議院	43 (1943年) → 62 (1944年)	日本軍政下の諮問機関で、ジャワ島に設置された。日本人から成る事務局とインドネシア人から成る議員で構成され、23人は日本軍による任命、残りは州などからの選出。スマトラ島では1945年に設置。
1945 - 1950年 (独立戦争期)	インドネシア中央国民委員会 (KNIP)	137	独立戦争期の議会で、国会 (DPR) の前身。
1950年 (インドネシア連邦共和国期)	国会 (DPR-RIS) インドネシア連邦共和国議会 (Senat)	146 32	インドネシア連邦共和国期 (1949年12月 - 1950年8月) の議会。
1950 - 1956年 (議会制民主主義期)	暫定国会 (DPRS)	236	1950年暫定憲法下の国会で、法案提出権や予算審議権など幅広い権限を持った。DPR-RIS、Senat、KNIPなどの元議員から構成され、選挙までの暫定的な国会との位置づけであった。
1956 - 1959年 (議会制民主主義期)	国会 (DPR) 制憲議会 (Konstituante)	272 542	1955年選挙後に招集された国会で、選挙で選出された議員から成る。憲法制定のための制憲議会も招集された。1959年のスカルノ大統領による布告で制憲議会は解散、国会はゴトン・ロヨン国会に改組された。
1959 - 1973年 (指導された民主主義期、スハルト体制期)	暫定国民協議会 (MPRS)	616	1959年のスカルノ大統領による大統領布告で1950年暫定憲法が廃棄され、1945年憲法が復活し、暫定国民協議会が設置された。スカルノ大統領が議員を任免し、暫定国民協議会はスカルノを終身大統領に任命した。ゴトン・ロヨン国会257議員、職能代表241議員、地方代表118議員から構成された。
1960 - 1971年 (指導された民主主義期、スハルト体制期)	ゴトン・ロヨン国会 (DPR-GR)	283	スカルノ大統領によって設置された国会で、解党されたマシュミと社会党の議員は更迭された。大統領が議員の任免に大きな影響力を持った。1965年の9・30事件後に共産党系議員62人が更迭された。
1971 - 1999年 (スハルト体制期、民主主義体制期)	国会 (DPR)	460 (1971 - 87年) → 500 (1987 - 99年)	スハルト体制期最初の選挙 (1971年) から民主化後最初の選挙 (1999年) までの国会。任命議員100人 (1997年に75人になる) を含んでおり、任命議席のほとんどを国軍／警察が占めていた。選出議席も与党が大部分を占め、2野党の議席は少なく、1998年の民主化前は立法機能、政府監視機能を果たすことはほとんどできなかった。
1973 - 2004年 (スハルト体制期、民主主義体制期)	国民協議会 (MPR)	720 (1973 - 88年) → 1000 (1988 - 2004年)	憲法で国権の最高機関と定められ、5年に一度開催され正副大統領を選出し、向こう5年間の国策大綱を決定した。1973年から1998年までスハルトを6回、大統領に選出した。国民協議会の議席の半分は国会議員が占め、残りの半分は任命議員から構成された。任命議員は与党・国軍関係者や地方代表者から成る。1998年の民主化後に任命議員の多くは辞職、もしくは更迭された。
1999年 - 現在 (民主主義体制期)	国会 (DPR)	500 (1999 - 2004) → 560 (2004 - 現在)	民主化後最初の選挙である1999年選挙から、5年ごとに2004年、2009年、2014年、2019年の選挙で選出された議員から成る。1999年から2004年までは国軍向けの任命枠の38議席が存在したが、2004年に全廃された。民主化後、立法機能・政府監視機能を備え、立法府の中核を占めている。
2004年 - 現在 (民主主義体制期)	地方代表議会 (DPD)	128 (2004 - 09年) → 132 (2009 - 19年)	国民協議会の地方代表枠が2004年に地方代表議会になった。各州4人を選出する。
2004年 - 現在 (民主主義体制期)	国民協議会 (MPR)	688 (2004 - 09年) → 692 (2009 - 19年)	憲法改正で2004年以降、国民協議会は国権の最高機関ではなくなり、正副大統領も国民による直接選挙で決まるようになった。5年に一度、国会と地方代表議会の議員が招集され、国策大綱が制定される。

		1999年選挙	2004年選挙	2009年選挙	2014年選挙	2019年選挙
民主主義期 1998年－現在	闘争民主党 (PDI-P) 1999年－現在 スハルト体制下の野党・インドネシア民主党の党首だったメガワティ・スカルノ プトリを党首に据えて設立された。中ジャワ、バリに特に支持者が多い。	①33.8% 153議席	②18.5% 109議席	③14.0% 95議席	①19.0% 109議席	①19.3% 128議席
	ゴルカル党 (Partai Golkar) 1964年－現在 スハルト体制期の与党ゴルカル。南スラウェシなど外島で根強い支持がある。	②22.4% 120議席	①21.6% 128議席	②14.5% 107議席	②14.8% 91議席	③12.3% 85議席
	民族覚醒党 (PKB) 1999年－現在 民主化後にNU幹部が設立した政党で、NU総裁のアブドゥルラフマン・ワヒド (1999年から2001年まで大統領) を支持する東ジャワを基盤としている。	③12.6% 51議席	③10.6% 52議席	⑧4.9% 27議席	⑤9.0% 47議席	④9.7% 58議席
	開発統一党 (PPP) 1973年－現在 スハルト体制下のイスラーム系野党で、近年は党勢が弱まりつつある。	④10.7% 58議席	④8.5% 58議席	⑦5.3% 37議席	⑨6.5% 39議席	⑨4.5% 19議席
	国民信託党 (PAN) 1999年－現在 イスラーム改革派団体ハマディヤ系の政党で、民主化時に運動を主導したアミ ン・ライスを中心に設立された。特にスマトラ地域で支持がある。	⑤7.1% 34議席	⑦6.4% 53議席	⑥6.0% 43議席	⑥7.6% 49議席	⑧6.8% 44議席
	月星党 (PBB) 1999年－現在 マシュミの後継政党を自任するイスラーム主義色が強い政党。ユスリル・イフ ザ・マヘンドラ党首の個人政党に近い。	⑥1.9% 13議席	⑧2.6% 11議席	1.8% 0議席	1.5% 0議席	0.8% 0議席
	正義党 (PK) 1999年－現在、2004年選挙以降は 福祉正義党 (PKS) 1998年民主化運動をリードした敬虔ムスリムの学生活動家が設立したイスラーム 主義色の強い政党。ジャカルタや西ジャワ、バンテンで支持を集める。	⑦1.4% 7議席	⑥7.3% 45議席	④7.9% 57議席	⑦6.8% 40議席	⑥8.2% 50議席
	民主党 (PD) 2004年－現在 民主化時には国軍改革派将校として知られ、退役後は閣僚を歴任したスシロ・バ ンバン・ユドヨノが設立した政党。2004年にユドヨノが大統領に就任すると党勢 が拡大したが、幹部の汚職が続いて国民を失望させ、2014年選挙では惨敗した。	—	⑤7.5% 55議席	①20.9% 150議席	④10.2% 61議席	⑦7.8% 54議席
	グリンドラ党 (Partai Gerindra) 2006年－現在 1998年民主化時に陸軍戦略予備軍司令官でスハルト元大統領の娘婿だったプラボ ウォ・スビアントの政党である。2014年の選挙で党勢を大きく拡大した。	—	—	⑨4.5% 26議席	③11.8% 73議席	②12.6% 78議席
	ハヌラ党 (Partai Hanura) 2006年－現在 ウィラント元国軍司令官が設立した政党。	—	—	⑩3.8% 18議席	⑩5.3% 16議席	1.5% 0議席
	国民民主党 (Partai Nasdem) 2011年－現在 メディア王であるスルヤ・パローがゴルカル党を離党して設立した政党。	—	—	⑤6.7% 35議席	⑧6.7% 35議席	⑤9.1% 59議席
	インドネシア統一党 (Partai Perindo) 2015年－現在 MNCグループのハリー・タヌスディビヨ (華人系) が設立した政党。	—	—	—	—	2.7% 0議席
	職能党 (Partai Berkarya) 2016年－現在 スハルトの三男トミーが設立した政党。	—	—	—	—	2.1% 0議席
インドネシア連帯党 (PSI) 2014年－現在 テレビ司会者のグレース・ナタリー (華人系) が設立した党で、女性・子供・マ イノリティなどのエンパワーメントをめざしている。	—	—	—	—	1.9% 0議席	

(注) ベージュは非イスラーム系政党、緑はイスラーム系政党。○括弧数字は当該選挙での得票率順位。

2004年大統領選挙

大統領候補 副大統領候補	第1回投票 推薦政党	第1回投票 得票率	推薦政党	決選投票 得票率
スシロ・バンバン・ユドヨノ ユスフ・カラ	民主党 月星党など	33.6%	民主党、民族覚醒党、 福祉正義党、国民信託党、 月星党など	60.6%
メガワティ・スカルノプトリ ハシム・ムザディ	闘争民主党	26.6%	闘争民主党、ゴルカル党、 開発統一党など	30.4%
ウィラント サラフディン・ワヒド	ゴルカル党	22.2%	決選投票に進めず	
アミン・ライス シスウォノ・ユドフソド	国民信託党	14.7%	決選投票に進めず	
ハムザ・ハズ アグム・グムラル	開発統一党	3.0%	決選投票に進めず	

2009年大統領選挙

大統領候補 副大統領候補	推薦政党	得票率
スシロ・バンバン・ユドヨノ ブディオノ	民主党、民族覚醒党、 福祉正義党、国民信託党、 開発統一党	60.8%
メガワティ・スカルノプトリ プラボウォ・スピアント	闘争民主党、 グリンドラ党	26.8%
ユスフ・カラ ウィラント	ゴルカル党、ハヌラ党	12.4%

2014年大統領選挙

大統領候補 副大統領候補	推薦政党	得票率
ジョコ・ウィドド ユスフ・カラ	闘争民主党、民族覚醒党、 国民民主党、ハヌラ党	53.2%
プラボウォ・スピアント ハッタ・ラジャサ	グリンドラ党、ゴルカル党、 国民信託党、開発統一党、 福祉正義党	46.8%

2019年大統領選挙

大統領候補 副大統領候補	推薦政党	得票率
ジョコ・ウィドド マアルフ・アミン	闘争民主党、ゴルカル党、 民族覚醒党、国民民主党など	55.3%
プラボウォ・スピアント サンディアガ・ウノ	グリンドラ党、国民信託党、 福祉正義党など	44.7%